

【令和7年度かまくら人権施策推進委員会会議録】

- 1 日時：令和7年（2025年）9月11日（木）14時から15時30分まで
- 2 場所：鎌倉市役所 第6分庁舎602会議室
- 3 出席者：【委員】倉田委員長、樽井副委員長、秋元委員、嘉藤委員、坂上委員
【事務局】小川共生共創部次長兼地域共生課長、新井課長補佐兼人権・男女共同参画担当担当係長、下村職員

※ 傍聴者 なし

4 議題

- (1) 令和6年度鎌倉市人権施策推進状況報告について

5 配布資料

- (1) 【資料1】かまくら人権施策推進委員会委員名簿
- (2) 【資料2】令和6年度鎌倉市人権施策推進状況報告

6 会議の概要

- (1) 委員及び職員の紹介
- (2) 委員長、副委員長の決定

本委員会の委員長、副委員長については、かまくら人権施策推進委員会条例施行規則第2条に基づき、委員の互選により、それぞれ1名を選出することとなっており、委員長に倉田委員が、副委員長に樽井委員が選出され決定。

- (3) 会議の公開、傍聴者の取扱いについて確認
- (4) 会議録等の取扱いについて確認
- (5) 議題審議

令和6年鎌倉市人権施策推進状況報告について

7 議事録

事務局：それでは、資料2「令和6年度 鎌倉市人権施策推進状況報告」について、説明します。

1ページをお開きください。本書は令和6年3月に本委員会から答申をいただきました「第3次かまくら人権施策推進指針」に基づいた令和6年度中の取組を記載したものです。今回指針が策定されてから初めての実績報告となりますので、御意見どうぞよろしくお願いいたします。

1ページの中段に記載のとおり「第3章施策推進の取組」に示した特に重要な取組の各事業について、担当課がABCDの区分で達成状況を評価したものです。

取組状況105件のうち、今回の改訂による新規取組が49件、従来の取組が56件となります。事業評価のうちA評価は46件、B評価が52件、C評価が7件、D評価が0件でした。新規の取組のみの事業評価はAが22件、Bが24件、Cが3件、Dが0件でした。

2ページをご覧ください。Ⅱ施策推進の取組について、それぞれの主な取組結果を説明します。

「1共通施策(1)すべての人の人権」の特に重要な取組のうち3ページの一番下、

「③自殺対策・孤独孤立対策・ひきこもり対策」の事業内容「(新) 自殺に追い込まれそうになっている人のサインに気づき、必要な支援につなげる体制づくり」について、以前から実施しているゲートキーパー養成講座の他、「いきるを支える相談会」で相談に応じ必要な支援に繋がたとありますが、左の課題については、いきるを支える相談会において困りごとがはっきりしている方の支援の窓口はあるもののそうでない方が気持ちを表出できる場が少ないため、今後も継続していくと記載しています。

次に4ページ「(新) 孤独孤立対策官民連携プラットフォームによる交流の促進及び取組の創発」について、鎌倉市版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム「人と地域がつながるプラットフォームかまくら」を設立しました。また、「(新) ひきこもりの状態にある方やその家族等に対する相談支援や居場所の提供」について相談支援、市民向け講演会、居場所の開所を行いました。

5ページ(2)暴力の根絶と人権について、「②配偶者等に対する暴力の根絶」の事業内容「男女共同参画社会実現を阻害する暴力行為を根絶するためのDV及びデートDV等の防止、被害者の保護・自立に向けた支援」ですが、女性相談の件数を記載しております。表をご覧ください、令和6年度面接相談116件、電話相談636件、一時保護0件であり、前年度より特に電話の件数が増加しています。電話相談は予約等が必要なく相談ができ、匿名性も保たれることから、お一人当たり複数回の電話相談が増えています。面接相談においては、複合的な課題を抱える相談が多く、関係機関との連携が求められてきています。引き続き、本人の意向を踏まえつつ、保護施設や関係者と連携を図りながら支援を行ってまいります。

7ページから「2分野別施策(1)ジェンダー平等と人権」の特に重要な取組「①あらゆる分野において女性の参画を進めるため、審議会等附属機関への女性委員登用を推進」の事業内容の一番上「審議会等における女性委員登用の促進」についてです。審議会等の女性委員登用の促進を図るため、男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満とならないことを目標値として定めています。令和7年4月1日現在、これを満たした審議会は、全審議会数72のうち52で、割合にすると72.2%でした。目標達成率は前年の69.2%に対し3ポイントの増となっています。これは、令和4年7月に「鎌倉市における審議会等への女性委員の登用推進要綱」を改正し、各部の目標達成率を把握するなど、推進体制をより強化したことによるものです。

8ページ、「(2)子どもの人権」の特に重要な取組「①子どもの権利や安全の確保」の事業内容の上から2番目「(新) 家庭や地域など生活する場ごとに子どもの権利を保障する仕組みづくり」について、こどもの権利やヤングケアラーについての啓発イベントを実施したことや、鎌倉市こども計画の策定にあたり様々な手段で意見を聴取する機会を設けました。

9ページ一番上「(新) ヤングケアラーの理解促進と支援体制の充実」について、ヤングケアラーコーディネーターの配置やヤングケアラー交流の場を開設しました。

10ページいちばん上段の「③子どもの貧困対策」事業内容「ひとり親家庭をは

じめとする支援体制の充実」につきまして、ひとり親家庭自立支援員として専任の相談員を配置、相談を実施したほか、令和6年度から夏季休暇期間の食糧支援としておこめ券の配布を実施しました。

11 ページ「**⑤**多様な学びの場の保障」については2つとも新規事業となります。

「(新) 校内フリースペースの充実、学びの多様化学校（不登校特例校）の設置など、不登校児童生徒のニーズ、環境に応じた多様な学びの場づくり」につきまして、校内フリースペースの整備、学びの多様化学校の開設、かまくら ULTLA プログラムの実施等に取り組みました。

「(新) フリースクール等民間機関等との連携」についてはフリースクールと学校との連絡会においてネットワークづくりに取り組みました。

続いて12 ページ、「(3) 高齢者の人権」についてです。

14 ページ一番下の「(新) 認知症本人への支援や認知症になっても地域で暮らせる支援体制の構築」について、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、早期解決に向けて集中的な支援を行いました。また、令和7年1月から認知症高齢者見守りシール利用を開始しました。

15 ページ「**⑤**高齢者の社会参加、就労の促進」について新規掲載が3点ほどあり、特に一番下の「老人福祉センターの充実や多世代交流の促進」について、学生団体と協働し取組を行いましたが、今後の課題については、内容によっては参加者が少なかったとのことでB評価となっています。

続いて、16 ページ、「(4) 障害者の人権」についてです。

20 ページ「**⑥**インクルーシブ教育の推進」の事業内容「特別支援教育の充実」について、第Ⅲ期鎌倉市特別支援教育推進計画を策定しました。また特別支援級全校設置と中学校通級指導教室開設のための検討委員会を設置し、令和7年度から山崎小学校特別支援級、中学校通級指導教室開級となりました。

22 ページ「(新) 障害者の日中活動に関するサービス提供体制の充実や移動の支援の充実による社会参加の支援」について、利用者数等が記載されています。自己評価理由、今後の課題の点では、日中活動サービスについては概ね利用者のニーズに応じたサービス利用ができる体制が確保できていたが一部できない場合もあった。県に意見を提出する等サービス提供体制を確保されるような取組を検討する必要がある。移動の支援に関するサービスでは対応するヘルパーの人員不足が挙げられています。研修受講料の補助等効果的な施策の実施を検討していく必要があるとして評価はBとなっています。

23 ページ、「(5) 外国につながりがある人の人権」については記載の通りとなります。

24 ページ、「(6) 多様な性の尊重」の特に重要な取組「**①**多様な性を尊重する啓発活動・教育の推進」の事業内容「国や県と連携した啓発活動・教育の推進」について、国県と連携事業ではないのですが、性的マイノリティの団体から講師を迎え市民向け研修を開催し、多様な性について理解を深めました。評価については参加者の満足度は高かったがより充実した研修を考える必要があると記載しています。

続いて「(7) 災害発生時の人権」の特に重要な取組「**①**防災に関する男女共同参

画・多文化共生社会の推進」について、防災会議委員の女性委員の登用については、委員 36 人中 4 名といった状況で、女性委員の登用が厳しい状況となっていることから、今後、委員の女性登用の促進を課題と捉え検討が必要となっており C 評価です。

26 ページ、「(8) 同和問題」については記載の通りとなります。

26 ページ、「(9) 生活困窮者の人権」についてです。

27 ページ「(新) 生理の貧困対策の推進」について、市役所庁舎内、出先機関について困りごとを抱えた女性が支援に繋がるよう生理用品の設置とともに女性相談カードを設置しています。また、生活福祉課の取組では食料配布会においても必要な方に生理用品を配布しています。

27 ページ「(10) さまざまな人権」の特に重要な取組「②犯罪被害者等の人権」の事業内容「犯罪被害者等の名誉や平穏な生活への配慮について市民の理解を深める取り組み」について地域共生課では、鎌倉市犯罪被害者等支援条例及び犯罪被害者等支援事業実施計画を制定しました。令和 7 年度も犯罪被害者支援に向け相談等様々な取組を進めています。

以上で資料の説明を終わります。

委員長：今の事務局からの説明を受けて、それぞれの御専門から御質問また御意見をお願いします。昨年評価の内容を変え、厳しくしたことにより、D がなくなったようです。基準を厳しくしていくことは大切だと前回我々も考え厳しくさせていただき、新しいことも取り組まなくてはならないと認識されたのではないかと思います。

委員：自殺対策について、小中学生などの年齢層では休みが終わる頃に危険な状況になるため、鎌倉市としても夏休み明け等のときの対策などを市民健康課や教育委員会で取り組まれると良いと思います。

委員：高齢者分野について、高齢者の虐待については取り上げられてきていますが、実際にサービスを提供する人に対するカスタマーハラスメント、つまりサービスを提供する側への人権も注目していくことが必要ではないかと思います。

委員長：藤沢市の保育園では、保護者向けにカスタハラに対しての文章を掲示してあります。保護者の一方的な要求は、保育園だけでなく幼稚園も学校にもあると思いますが、市役所として、市長名で文書を発信していただくとよいと思います。

委員：21 ページの障害者の社会参加の推進について、ワークステーションかまぐらの就労者数について記載がありますが、累計ではなく各年度に何人雇用したかという認識でよろしいですか。

事務局：はい。

委員：ワークステーションかまぐらでは、就労を目指していくためある一定の期間働いて就労を目指していくこととなりますが、この方たちがその後どのようなところにと就職したか、どのような状況になっているのか等がわかるとういいます。というのも、市役所の就労環境が大変良く、他のところと差があるということも聞いたことがあり、どのようなところに就労できているのかがわかるとういいます。また、22 ページ日中活動サービスについて決算額と利用者数が載っており、右欄には、一部サービスは対象者の状況によっては利用できない場合もあったと記載

があります。制度からこぼれ落ちてしまう人、制度の対象にならない人はおりますが、対象者の状況によって利用できない要因の一つとして自己負担額がかかってしまうことが挙げられます。例えば御夫婦で生活している場合に、旦那さんが働いて奥様が病気され、奥様が福祉サービスを使いたい場合でも世帯収入で見るので、奥様がサービスを利用すると自己負担がかかることになります。

また、DVなどのある御家庭で自己負担がかかると、旦那さんからまた何かされてしまうからサービスを使いたいけれど使うのをやめるというケースもあります。難しいと思いますが、ケースバイケースでそのような場合もサービスを利用できるようにすると良いと思います。

また障害について大きく分けると身体障害、知的障害、精神障害となりますが、防災分野のところで、知的障害や身体障害の方は避難所のマニュアルのようなものがありますが、精神障害者の方のマニュアルはありません。そのため鎌倉市精神障害者地域生活支援団体連合会が市内の全事業所からアンケートを取り、市にも結果を共有して、精神障害のある方の避難ニーズについて知っていただくという取り組みもしているので、よろしくお願いします。

委員：5ページのDVや9ページ10ページの児童、教育関連の相談件数が経年で見ると増えてきているので、この辺りをどのように分析されてるのかということと、それに伴い支援の数も増加しているのかどうかの関係性について伺いたい。相談が増えること自体は悪いことではないと思いますが、支援の必要な方も増えているのか、教えていただければと思います。また、今ご指摘あった防災のところについて、避難行動計画の策定状況について、十分かどうかの認識についてもお聞きしたい。また、鎌倉市は外国籍の方がどのぐらい居住されているのか、その方に対する多言語対応というところもお伺いします。

事務局：1点目の相談の件数の増加について、地域共生課の女性相談に関して、相談件数は増加しており、複合的な課題を抱えている方も増加しています。そのため女性相談だけではなく、様々な課をまたいだ支援が必要となります。その場合は丁寧に他の課にお繋ぎする若しくは他の課と協力して複数の課で対応することとしています。件数と同時に伴走的な関わりをする必要性も増加している状況です。

事務局：2点目の避難行動計画について把握できておらず、今すぐ御回答できる状況にありません。3点目、外国籍の方に対する多言語対応ですが、昨年度市民団体の方と地域共生課が協働で、やさしい日本語でのサポートリストを策定しました。あとは窓口での翻訳機で対応しています。

委員：15ページの老人クラブの充実や地域活動団体への支援の課題のところ、単位老人クラブ数が減少傾向にあると記載があります。高齢化率は上昇していますが、このような活動に参加される高齢者の数が減少しているということになると、どのような高齢者の方がいらっしゃるかという把握のツールがなくなるため、一層アウトリーチが大切になると思いますので、その把握にも力を入れていただければと思います。

委員：高齢者に関しては自治会で把握していると、例えば回覧版の回し方や地域の自助の繋がりのようなものを把握していく方法があるかと思います。

また、鎌倉市でDVを受けた人で他の地に転出する際など、連携がどうなってるのか等のデータがあるといいと思います。

委員：配偶者等に関する暴力の根絶の部分で、今は複合的な相談が増加していると思います。そのため女性相談だけでは解決できず、例えば生活保護の問題など、庁内で連携を取らなくてはいけないケースが増加していると思います。相談者に対する適切な対応がさらに求められるのではないかと思います。民間のシェルターなどで携帯電話も使えるような一時保護施設が増加しているので、支援の幅が広がっていると思いますが、行政と民間が協力し合って対応していくことがさらに必要になると思います。

委員長：児童の虐待でも日本では神奈川県と大阪が一番多いです。これが悪いのではなく、相談が少ない県では、相談する場所が少ないということも考えられます。相談件数が多いから虐待が多いのではなく、相談件数が多いところは、やはりそれだけの対応ができていとも言えます。統計上出てくるということは支援ができるということで、決して悪くはないことです

多様な学びの場の保障について、校内フリースペースの充実は素晴らしいことですが、場所は作ったものの現場が理解していないことが往々にしてあるようです。内容を充実させていかなくてはならないと考えます。

委員：湘南深沢駅のバリアフリー化の部分について、以前からC評価でした。これは市役所に移転の関係もあるのかと思いますが、福祉の観点から見ると本当に使いづらいので何らかの展望があるとよいと思います。

委員長：保育園の医療的ケアについて、国は既に進めていますが、市も積極的に進めてほしいです。必要なお子さんは必ずおり、そのためにはスペースが必要になってきますので古い公立保育園では難しいと思いますが、建て替えるときの条件にするなど、支援なども進めていただきたい。

生理の貧困対策について、学校に生理用品を置いているようなので、それについても記載があるとよいと思います。

また、来年度については他の課と連携して具体的にどのようなことを取り組んだかなども評価の対象にしてもいいと思います。縦割り行政と言われてしまうので、連携をどのように進めていったのが、評価になると良いと思います。複合的な問題を抱えている人に対し、どの入口から入っても問題の本質を捉え、共有できる関係性や仕組みを作ることが大切だと思います。相談件数だけでなく、どのように解決へ導いたかも評価の対象になると良いと思います。病院の中の総合診療科のように、全てのことを振り分けコーディネートしていくような組織があるとスムーズにいくと思います。

委員：色々な課題が複雑化、複合化しているというお話がありましたが、重層的支援体制整備事業を実施した件数は載っていますか。

事務局：3 ページの上から2つ目の「包括的な相談体制の整備と関係機関との連携の強化」が、福祉総務課で実施しています重層的支援体制整備事業についてです。

また、地域共生課くらしと福祉の総合相談窓口で、どこに相談していいかわからない方は、まずこちらで相談していただき、そこで一旦受け止め、関係課にお繋ぎ

しています。相談者が負担にならないようまず地域共生課職員がお話を聞き、関係課や関係機関と繋いで連携しています。また社会福祉協議会の職員も相談窓口にありますのでそこに繋ぐなど、福祉の相談と協働して連携する体制は、相談窓口実施しているところです。

委員長：重層的支援体制整備事業では、相談すること自体が支援だという発想があるので、相談して解決すればいいのですが、そこから繋ぎ続けることが大切になります。そのような意識を持って相談対応していただきたいと思います。

委員：例えば民生委員さんなどと情報を共有して見守り体制をとるなど、様々な機関が繋がって支援体制ができればいいと思います。

事務局：重層的支援体制整備事業は令和４年度から開始していますが、当初はうまく繋がなところがあったかと思います。委託先と相談支援機関の関係が十分に構築されてないためＢ評価になっていますが、担当部署も力を入れており、少しずつコミュニケーションをとりながら委託先と関係機関の連携をとりながら取り組んでいると聞いています。

委員長：相談する窓口がたくさんでき、相談を受ける側の人材の育成や教育の必要があり、現場の研修と市の相談窓口の研修を一緒にやってみるなど必要だと思います。それでは、議題１について御確認いただけたということでしょうか。

委員：異議なし

委員長：議題２、その他ですが事務局から何かありますか。

事務局：次年度について、８月から９月の開催とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員長：事務局は議題での各委員の意見を付して、委員会の見解としてください。

これで、本日の議事が全て終了しましたので、委員会を終了します。お疲れさまでした。